

貨物自動車運送事業法違反に対する処分

熊本運輸支局長は、貨物自動車運送事業法に違反した次の者について、自家用自動車の使用禁止を命じました。

処分年月日	違反者	処分内容	主な違反条項	違反行為の概要
令和4年11月2日	熊本県球磨郡錦町の男性1名	60日車	貨物自動車運送事業法 第3条違反	許可を受けずに一般貨物自動車運送事業を經營した。